

# 飛騨市 ケーブルテレビ情報施設放送番組基準要綱

平成 16 年 2 月 1 日

訓令第 78 号

## 第 1 章 基本原則

(趣旨)

第 1 条 飛騨市 ケーブルテレビ情報施設放送事業(以下「ケーブルテレビ」という。)は、全ての市民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏、不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かでよりよい放送を行うことによって、公共の福祉の増進と文化の向上を図らなければならない。そのために、次の各号に規定するものを基本原則とする。

- (1) 基本的人権を尊重し、民主主義精神の徹底を図る。
- (2) 教養、情操、道徳による人格の向上を図るとともに、合理的精神の涵養に努める。
- (3) 公共放送としての権威と品位を保ち、市民の信頼と要望に応える。
- (4) 災害などの緊急事態にあたっては、率先して情報を提供し、人命、財産を守り、災害の予防と拡大防止に寄与する。

## 第 2 章 一般放送番組の基準

(人権及び人格)

第 2 条 人権と人格を尊重し、個人や団体の名誉を傷つけ、信用を損ない職業を差別する恐れのあるものは取り扱わないものとする。

(宗教、政治、経済)

第 3 条 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し、公正に取り扱うものとする。

- 2 政治上の諸問題は、公正に取り扱い公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)に基づく政見放送及び経歴放送は、全ての候補者に平等に機会を提供するものとする。
- 3 経済上の諸問題は、営利を目的とするものは取り扱わない(静止画による広告放送を除く。)ものとし、市民に重大な影響を与える恐れのあるものは、慎重を期するものとする。

(社会生活)

第 4 条 社会生活の安定を図るとともに、相互扶助の精神の高揚に努め、公安及び公益をみだすことなく、暴力行為はいかなる場合にもこれを是認しないものとする。

- 2 犯罪に関することは、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認しないものとする。

- 3 風俗に関することは、人命を重視し、性に関する問題及び不健全な男女関係を魅力的に扱うことを避け、特に青少年の健全育成に努力するものとする。

(表現)

第5条 放送は全てわかりやすい表現を用い、言葉は原則として、標準語によるものとする。ただし、必要やむを得ない場合に方言を用いるときは、その地方の人々に反感又は、不快の念を与えないよう慎重に取り扱うものとする。

- 2 市民に恐怖感、不安感又は不快感を与えるような表現は用いないものとする。

- 3 放送の内容表現及び放送時間の編成は、加入者の生活時間との関係を充分考慮するとともに、公示関係及び災害、気象通報については、適正、確実に取り扱うものとする。

(広告等)

第6条 営業広告及び売名的宣伝を目的とする放送は、前2条の規定に基づき、公共性等も勘案して慎重に取り扱わなければならない。

(訂正)

第7条 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取り消し又は、訂正しなければならない。

### 第3章 各種放送番組の基準

(教養番組)

第8条 教養番組は、一般的教養の向上を図り、できうる限りあらゆる階層の要望を満たして、文化水準を高めるものとする。

- 2 社会的関心を高め、生活文化についての知識を深める放送とし、学術研究の発表や、一般に認められている倫理によるものとする。

(教育番組)

第9条 教育番組は、放送対象を明確にし、番組の内容がその対象にとって有益適切であり教育効果を高めるものとする。

- 2 放送を通じて、教育の機会均等を図るものとする。
- 3 学校教育及び社会教育の教育方針に基づいて実施し、放送でなくては得られない学習効果をあげるよう努めるものとする。

(報道番組)

第10条 言論の自由を尊重し、真実を速やかに報道するものとする。

- 2 緊急的な放送は、緊急放送及び準緊急放送の2種類とする。
- 3 緊急放送の定義は、火災のほか人命に関するものをいう。

- 4 準緊急放送の定義は、気象通報、火災以外の災害、防犯及び市役所、振興事務所、農協、学校、保育園、診療所等に関するもので緊急を要するものをいう。

(娯楽番組)

第 11 条 健全なスポーツ精神の涵養と体位の向上に役立つよう努めるものとする。

- 2 すぐれた芸能を取り上げ、情操を豊かにするよう努めるものとする。
- 3 家庭を明るくし、生活内容を豊かにする健全な娯楽を提供するものとする。

(委任)

第 12 条 この放送番組の基準によるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 7 月 20 日訓令第 38 号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成 17 年 7 月 8 日から適用する。